水道メーター定期交換

一水道メーターは8年に一度交換が必要-

各家庭・事業所などに取り付けられた水道メーターは、計量法に基づき8年に一度無料で交換しています。該当する人には、事前に通知し、市の委託する水道業者が交換に伺います。交換作業中は、断水することがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

交換の内容

- 聞10月15日金~11月2日火
- 他●交換手数料を請求することはありません。
 - ●メーターが屋外にある場合は、不在でも敷地内に 立ち入り交換します。
 - ●立ち合いの必要はありません。
 - ●メーターの有効期限が近いものから交換します。
 - ●メーターボックスの上に荷物を置いたり、車を止めたりしないでください。
 - ●11月検針分の使用水量は、交換前のメーターと 新しいメーターの合算になります。新しいメー ターは、出庫時に各種テストを実施しているため、

数値が若干ゼロを上回っていますが、その分の料 金は発生しません。



☎上下水道工務課 995-1833

森林の誤伐採や盗伐に注意

一あなたの森林は大丈夫?―

全国で、「伐採届を偽造された」、「業者が伐採を 行った後に植栽がされないまま音信不通になった」な ど、悪質な業者による森林の誤伐や盗伐の被害が増え ています。被害を防ぐためには、日ごろからの森林管 理が重要です。

境界の確認をしましょう

森林の伐採や、立木を販売、譲渡するときは、必ず 隣接する所有者と現地で境界を確認してください。図 面だけで判断すると、後にトラブルにつながることが あります。

森林の伐採には、届出か許可申請が必要です

地域森林計画の対象となっている森林や保安林の立 木を伐採するときは、あらかじめ市か県の書類手続き が必要です。手続きの内容は、伐採したい森林の場所 や、伐採方法などの条件によって変わります。手続き に迷ったときは、市農林振興課へご相談ください。

森林所有者には伐採後植栽する義務があります

木を伐採した後は、災害防止のためにも再び森林に 戻るよう植栽する義務があります。業者などから伐採 を持ちかけられたときは、植栽の内容や経費について 十分に確認しましょう。森林整備のためにする間伐で は、伐採後の植栽は不要です。

伐採の相談は森林組合へ

悪質な業者による被害を防ぐために、伐採は信頼で きる業者へ依頼しましょう。森林組合では、伐採や植 栽、枝打ちなどの相談を受け付けています。

☎森林組合 993-5757





☎農林振興課 995-1823